

一般社団法人日本スポーツ歯科医学会
認定スポーツデンタルハイジニストの認定に関する規則

- 第1条 本規則は、一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定制度規則（以下、認定規則）の施行にあたって、認定規則に定められた以外の事項については、一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定スポーツデンタルハイジニスト（以下、SDH）の認定に関する規則に従って運営するものとする。
- 第2条 認定規則第35条に定める申請書類は、以下のとおりとする。
(1) 認定申請書（様式1）
(2) 履歴書（様式2）
(3) 日本国歯科衛生士免許証（写）
(4) 研修カリキュラム単位取得証明書（様式4）
(5) SDH認定審査料振込み受領証（写）
- 第3条 研修カリキュラムは、別に定める一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定制度における研修カリキュラムに関する内規（以下、研修内規）に定めることとする。
- 第4条 認定規則第34条に定める研修カリキュラム単位は以下のとおりとし、申請者に対し下記のとおり履修を課す。
2. 初回時には、研修内規のカリキュラム項目①10単位以上、②、③および④20単位以上、（学会認定研修会を1回以上含む）の計30単位以上を取得しなければならない。
3. 更新時には、研修内規のカリキュラム項目①10単位以上、②、③および④20単位以上、（学会認定研修会を1回以上含む）の計30単位以上を取得しなければならない。
4. スポーツ歯科に関する顕著な臨床経験、業績（発表・論文等）又はそれに準ずるものを有する場合、研修カリキュラムは免除されるものとする。
- 第5条 認定規則第35条および第37条に定めるSDH審査に係る手数料は以下のとおりとする。既納された手数料は、いかなる理由があっても返還しない。
(1) SDH審査料 1万円
(2) SDH登録料 1万円
2. 認定規則第11条において再審査を認めた場合、再審査を受けようとする者は再審査料5千円を納入する。なお、既納された手数料は、いかなる理由があっても返還しない。
- 第6条 認定規則第35条により提出された申請書類の審査に合格した者は、認定規則第36条に規定される認定試験を受けなければならない。
2. 認定試験は、認定委員が行う。
3. 認定試験は、スポーツ歯科医学について筆記により行うものとし、必要に応じて口述あるいは技能試験を課す。
- 第7条 認定規則第35条に規定するSDH資格の審査は、毎年1回実施することとし、学会は審査を開始する3カ月前までに、認定の申請受付日及び審査実施期間を告示するものとする。
- 第8条 認定規則第38条に定める資格更新のための申請書類は、以下のとおりとする。
(1) 認定申請書（様式1）
(2) 履歴書（様式2、変更のある場合のみ）
(3) 日本国歯科医師免許証（写、変更のある場合のみ）
(4) 研修カリキュラム単位取得証明書（様式4）
(5) 認定医更新審査料振込み受領証（写）
(6) JASD SDH認定証（写）
- 第9条 認定規則第56条に定めるSDH更新審査に係る手数料は以下のとおりとする。既納された手数料は、いかなる理由があっても返還しない。
(1) SDH更新審査料 1万円
- 第10条 本規則の改廃は、認定委員会および理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本規則は、令和4年12月3日より施行し、令和5年4月1日より適用する。
- 2 本規則適用日時点で認定スポーツデンタルハイジニスト制度規則（平成21年7月4日施行、平成22年4月1日適用）におけるSDHは、本規則上のSDHとみなす。資格有効期間は認定制度規則第38条にかかわらず、従前のものを適用する。

3 本規則は、令和5年6月26日より施行する。